

調布市物品等契約に係る制限付き一般競争入札試行実施基準

令和2年11月10日制定

令和3年8月20日改正

第1 趣旨

この基準は、調布市物品等契約に係る制限付き一般競争入札の試行実施に関する要綱（令和2年調布市要綱第1号。以下「要綱」という。）第15の規定に基づき、試行型制限付き一般競争入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2 対象物品等

試行型制限付き一般競争入札は、契約締結依頼額が1,000万円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）以上の物品等に係る契約について行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象物品等とすることに有益性が認められる契約について行うことができる。
- 3 前項の規定により契約を行う場合、第3及び第4の規定は、契約締結依頼額1,000万円の物品等として適用するものとする。

第3 対象者の範囲

要綱第3に規定する対象物品等の種類及び契約締結依頼額による対象者の範囲は、別表に定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する契約の対象者の範囲は、別に定めることができる。
 - (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年調布市条例第17号）第2条に規定する契約
 - (2) 試行型制限付き一般競争入札に付し、不調又は中止となった契約と同一又は同種の契約
 - (3) 対象物品等の金額、内容及び入札に参加することができる者の数等の状況により市長が必要と認める契約

第4 入札参加可能者数

試行型制限付き一般競争入札は、入札参加可能者数が次の表に定めると

おり契約締結依頼額に応じ，同表入札参加可能者数の欄に定める数以上である場合に行うものとする。

契約締結依頼額	入札参加可能者数
1,000万円以上5,000万円未満	6者以上
5,000万円以上1億5,000万円未満	8者以上
1億5,000万円以上	15者以上

2 入札参加可能者数が前項に規定する数に満たないときは，別表に定める地域区分を拡大し，当該入札に必要な入札参加可能者数を確保して入札を行うものとする。

附 則

この基準は，令和2年11月10日から施行する。

附 則（令和3年8月20日）

この改正は，令和3年9月1日から施行する。

別表（第3関係）

種類	契約締結依頼額	対象者の範囲
		地域区分
委託，賃借等	1,000万円以上 3,000万円未満	市内本店
	3,000万円以上 5,000万円未満	市内本店・支店
	5,000万円以上	市内本店・支店 都内本店・支店
物品購入	1,000万円以上 2,000万円未満	市内本店
	2,000万円以上 3,000万円未満	市内本店・支店
	3,000万円以上	市内本店・支店 都内本店・支店